



保税実務担当者研修会

令和元年10月



関税司門

官監督地域保税部視監

本日の内容

1. 記帳義務について
2. 保税地域における事務処理手続き
3. 保税地域で行われる主な行為
4. 搬出入時の手続き誤り事例
5. 不審情報について

1. 記帳義務について

1. 記帳義務について

(1) 自主管理制度と記帳義務

- 保税地域に搬出入される外国貨物の貨物管理は、倉主等が関税関係法規に基づき自主的に管理する**自主管理制度**がとられている。

※倉主等…指定保税地域及び総合保税地域は貨物を管理する者、その他の保税地域はその被許可者

- 貨物管理の適切な履行を確保するために、倉主等には**記帳義務**が課されている。
- 記帳義務については、関税法で規定されており、具体的な記帳事項は政令（関税法施行令）に委ねられている。
- また、関税法基本通達34の2-1（保税地域における事務処理手続）において、実務的な事務処理手続きが規定され、同34の2-9（社内管理規定の整備）では、倉主等に「貨物管理に関する社内管理規定（CP）」の策定を義務付けている。

【記帳義務の根拠法令】

保税地域の種類	関税法	関税法施行令
指定保税地域 保税蔵置場	第34条の2	第29条の2第1項
保税工場	第61条の3	第50条
保税展示場	第62条の7（準用）	第51条の7
総合保税地域	第34条の2	第29条の2第2項

保税地域における 自主管理制度

倉主等

自主的に貨物管理を行い、法令で定められた事項を記帳

税関

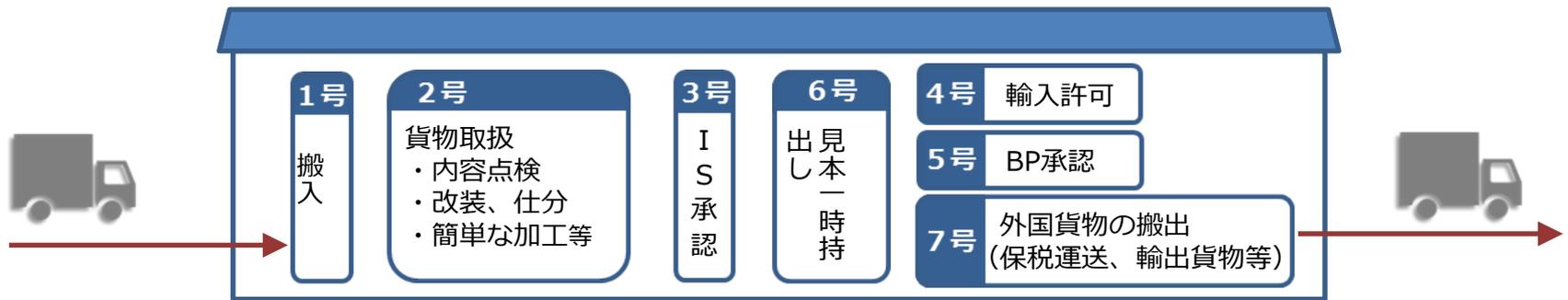
貨物管理の適確性を確認

1. 記帳義務について

(2) 指定保税地域・保税蔵置場における記帳事項

【関税法第34条の2】保税地域（保税工場及び保税展示場を除く。）において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設け、**政令で定める事項**を記載しなければならない。

【関税法施行令第29条の2第1項】



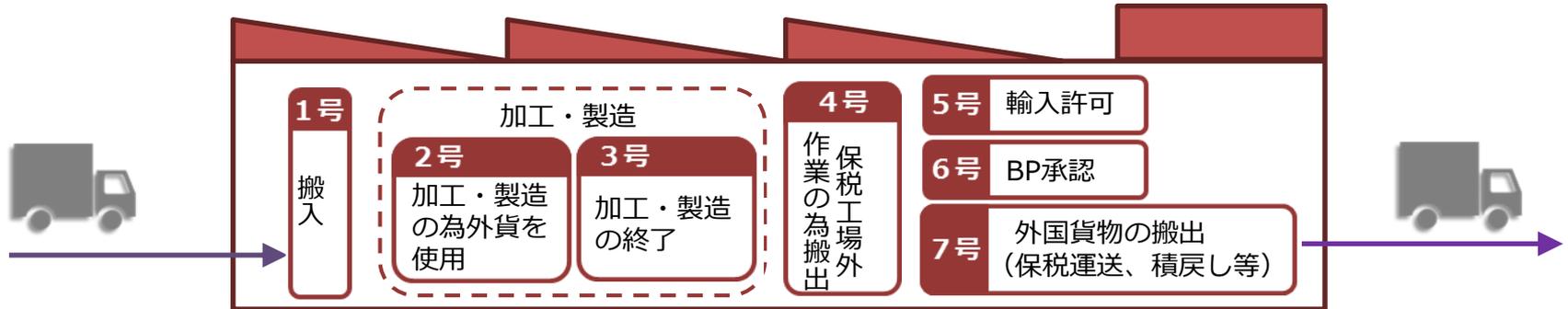
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
記帳事由	外国貨物、輸出しようとする貨物を入れた場合	外国貨物、輸出しようとする貨物を取扱いした場合	IS承認又は置く期間の指定を受けた場合	輸入の許可を受けた場合	BP承認を受けた場合	見本として一時持ち出した場合	外国貨物を出した場合
記帳事項	貨物の記号、番号、品名、数量、搬入年月日、（初めて搬入する場合）船名、入港年月日、（保税運送の場合）保税運送承認番号	貨物の記号、番号、品名、数量、行為の種類、内容、年月日、（数量等に変更があった場合）変更内容	承認・指定の年月日、承認・指定番号	貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日、許可書番号	貨物の記号、番号、品名、数量、承認年月日、承認番号	貨物の記号、番号、品名、数量、許可期間、持出先、持出年月日	貨物の記号、番号、品名、数量、搬出年月日、許可書・承認書の年月日、番号、外国向けの場合は積込み船舶（航空機）名及び登録記号、出港年月日

1. 記帳義務について

(3) 保税工場における記帳事項

【関税法第61条の3】保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場にある外国貨物についての帳簿を設け、**政令で定める事項**を記載しなければならない。

【関税法施行令第50条第1項】



	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
記帳事由	外国貨物を保税工場に入れた場合	加工又は製造のため、当該外国貨物を使用した場合	外国貨物についての加工又は製造が終了した場合	保税工場外作業の許可を受けて外国貨物を出した場合	輸入の許可を受けた場合	B P 承認を受けた場合	保税工場から外国貨物を出した場合
記帳事項	貨物の記号、番号、品名、数量、価格、入れた年月日、(移入承認を受けた場合は) 承認年月日及び承認番号	貨物の記号、番号、品名、数量、その使用した年月日	加工又は製造によってできた製品の記号、番号、品名、数量、その加工又は製造が終了した年月日	その出した場所並びに当該貨物の記号、番号、品名及び数量	貨物の記号、番号、品名、数量、許可の年月日、許可書の番号	貨物の記号、番号、品名、数量、承認の年月日、承認書の番号	貨物の記号、番号、品名、数量、価格、出した年月日、目的、出すことについて必要とされる許可又は承認を受けた年月日及びこれらの許可書又は承認書の番号

1. 記帳義務について

(4) 帳簿に関する規定等

- 帳簿の保存期間は記載すべき事項が生じた日から起算して**2年**（※）を経過する日まで。
※届出蔵置場は1年／※保税業務検査を受けた場合は検査を受けた日【関税法基本通達34の2-3】
- 帳簿は、記帳事項が記載されていれば営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであっても差し支えない。
- NACCSに参加している保税地域は、システムから配信される民間管理資料を保存し帳簿にすることができる。（電磁的記録により保存する場合はあらかじめ税関へ届け出る必要あり。【関税法基本通達34の2-4】）

NACCSより配信される民間管理資料

海上貨物（SEA-NACCS）

輸入貨物搬出入データ（週報・月曜）
輸出貨物搬出入データ（週報・火曜）
貨物取扱等一覧データ（週報・火曜）

航空貨物（AIR-NACCS）

航空輸入貨物搬出入データ（日報・毎日）
航空輸出貨物搬出入データ（日報・毎日）
航空輸入貨物取扱等一覧データ（日報・毎日）
航空輸出貨物取扱等一覧データ（日報・毎日）



- 民間管理資料を保税台帳とする場合、**取得漏れに注意**未記帳となり、関税法第48条の処分の対象になります。
- 取得したら、内容の確認も行いましょう。
- 電磁的に保存する場合、異なる媒体に**バックアップ**を取りましょう。



1. 記帳義務について

(5) 保税台帳 (サンプル)

保 税 台 帳 (輸 入)

保税運送番号	
--------	--

積載船名		入港日	
搬入年月日		運搬具	

貨 物 明 細

記号・番号	品名	送り状数量	搬入数量	重量
備考 (REMARK)				

取 扱 等

取扱い種別及び内容	年月日	変更の内容	備考

許 可 承 認

許可承認年月日	許可承認番号	数量	備考

2. 保税地域における事務処理手続き

2. 保税地域における事務処理手続き

(1) 輸入貨物に係る事務処理手続き



搬入手続

蔵置中の手続

搬出手続



<p>手続等</p>	<p>① 搬入書類と貨物の対査確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 記号、番号、品名、数量及びコンテナシール等の異常の有無を確認 保税運送承認書に「要確認」等の記載がある場合は税関へ連絡 <p>② 搬入事実の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入関係書類に到着年月日、搬入開始・終了年月日等を記載 <p>③ 不審貨物等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 品名相違、数量過不足、重大な損傷があった場合、税関へ連絡 麻薬、けん銃等輸入が禁止されている貨物の場合、税関へ連絡 <p>④ 記帳（保税台帳）</p> <p>⑤ 搬入書類の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入関係書類写しを保税部門へ提出（1週間分程度まとめて） 	<p>① 内国貨物との区分蔵置</p> <ul style="list-style-type: none"> 積載船（機）名、品名、個数、数量、搬入年月日を表示し区分 <p>② 危険物の区分蔵置</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物、他の貨物を損傷等させるおそれのある貨物は区分 <p>③ 貴重品の区分蔵置</p> <ul style="list-style-type: none"> 貴重品その他盗難等のおそれの多い貨物は特別の保管施設に <p>④ 記帳（保税台帳）</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵置中に貨物の取り扱いや見本の一時持ち出しなど、記帳義務に該当する事実があった場合、速やかに記帳 	<p>① 許可書等と貨物の対査確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬出について、許可・承認等が必要な貨物の場合、搬出者より許可書等を提示させる 提示された書類と貨物を対査し、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、認印を押す <p>② 不審貨物の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 提示書類に不審点や貨物との相違点があった場合、税関へ連絡 <p>③ 記帳（保税台帳）</p> <p>④ 関係書類の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ①で提示された書類の写しを原則6月間（保税工場は1年）保管 ※保税検査を受けたものは6月前でも保存を要しない
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> NACCSにより搬入確認情報を登録した場合、上記⑤は不要 搬入関係書類は、船卸票、保税運送承認書、送り状等 	<ul style="list-style-type: none"> 亡失した場合、届出が必要 保税地域外に貨物を蔵置することは出来ない 許可を受けた蔵置貨物の種類以外の貨物を置くことは出来ない 長期蔵置貨物が確認された場合、税関へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> NACCS参加保税地域において、NACCSにより輸入許可、BP承認を受けた場合、輸入許可書、BP承認書の提出を求めることは不要 NACCS民間管理資料を帳簿とする場合、上記④は不要

※NACCS参加保税地域の場合、上記に加え、必要なNACCS業務を行うこと。

※NACCS民間管理資料を帳簿とする場合、必要なNACCS情報の登録が記帳となる。

2. 保税地域における事務処理手続き

(2) 輸出貨物に係る事務処理手続き



搬入手続

蔵置中の手続

搬出手続



<p>手続等</p>	<p>① 搬入伝票と貨物の対査確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認 <p>② 不審貨物等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 麻薬等法第69条の2第1項各号に掲げる貨物や法令で輸出が禁止されている貨物であると確認し又はその疑いがある場合、税関へ連絡 <p>③ 記帳（保税台帳）</p>	<p>① 内国貨物との区分蔵置</p> <ul style="list-style-type: none"> 積載船名、品名、個数、数量、搬入年月日を表示し区分 <p>② 危険物の区分蔵置</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物、他の貨物を損傷等させるおそれのある貨物は区分 <p>③ 貴重品の区分蔵置</p> <ul style="list-style-type: none"> 貴重品その他盗難等のおそれの多い貨物は特別の保管施設に <p>④ 記帳（保税台帳）</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵置中に貨物の取り扱いや見本の一時持ち出しなど、記帳義務に該当する事実があった場合、速やかに記帳 	<p>① 許可書等と貨物の対査確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出許可済貨物を搬出する場合、貨物の貨主等に、輸出許可書又は送り状を提示させる 提示された書類と貨物を対査し、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認 <p>② 不審貨物の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 提示書類に不審点や貨物との相違点があった場合、税関へ連絡 <p>③ 記帳（保税台帳）</p> <p>④ 関係書類の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ①で提示された書類の写しを原則6月間（保税工場は1年）保管 ※保税検査を受けたものは6月前でも保存を要しない
<p>留意事項</p>		<ul style="list-style-type: none"> 亡失した場合、届出が必要 保税地域外に貨物を蔵置することは出来ない 許可を受けた蔵置貨物の種類以外の貨物を置くことは出来ない 長期蔵置貨物が確認された場合、税関へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> NACCS民間管理資料を帳簿とする場合、上記④は不要

※NACCS参加保税地域の場合、上記に加え、必要なNACCS業務を行うこと。

※NACCS民間管理資料を帳簿とする場合、必要なNACCS情報の登録が記帳となる。

2. 保税地域における事務処理手続き

(3) 貨物の搬出入のポイント

ポイント1 関係書類と貨物の対査確認を徹底する

搬出・搬入は、倉主等の自己の責任において行いますので、担当者は、確実にこの作業を行う必要があります。

ポイント2 不審貨物を発見したら直ちに税関へ通報

不審貨物、不審な動きをする貨主等、皆さんの経験において通常ではないと思われるときは、直ちにその内容を税関へ連絡願います。（「5. 不審情報について」参照。）

ポイント3 記帳は正確に

記帳は、速やかに、正確に行います。

ポイント4 関係書類の保存は確実に

税関の検査で必要な書類は、紛失しないように保管します。
CSV形式で保管するときは、必ずバックアップデータ（コピー）を確保します。



2. 保税地域における事務処理手続き

(4) 蔵置中における留意事項

① 外国貨物が亡失した場合の届出

- 保税地域にある外国貨物が亡失した場合、当該保税地域の倉主等は**直ち**に届け出なければならない。（関税法第45条第3項）
- 亡失した際の税関への届出は、「外国貨物亡失届」（C-3175）を提出する。
- 外国貨物（輸出の許可を受けたものを除く）が亡失し、又は滅却された場合（※）、倉主等は**関税の納付義務を負う**。（関税法第45条第1項）

※災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ承認を得て滅却した場合を除く。



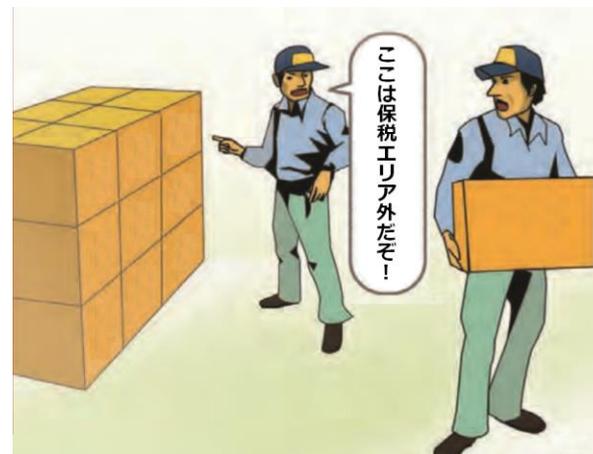
- 貨物の亡失が判明した場合、速やかに税関へ連絡を！
- 届出が遅れると関税法第48条の**処分の対象になります**。

② 外国貨物を置く場所の制限

- 原則として、外国貨物は保税地域以外の場所に置くことはできない。（関税法第30条第1項）



- 倉庫内の線引き等、保税部分の明確化を図り、蔵置誤りを防止しましょう。
- さし札等により、外国貨物と内国貨物の明確化を図りましょう。



2. 保税地域における事務処理手続き

(4) 蔵置中における留意事項

③ 蔵置貨物は許可申請時の貨物

- 保税蔵置場は、許可を受ける際に当該保税蔵置場に置こうとする貨物の種類を申請し許可されているので、許可を受けた貨物以外の貨物を置くことはできない。
(関税法施行令第35条第1項第2号)



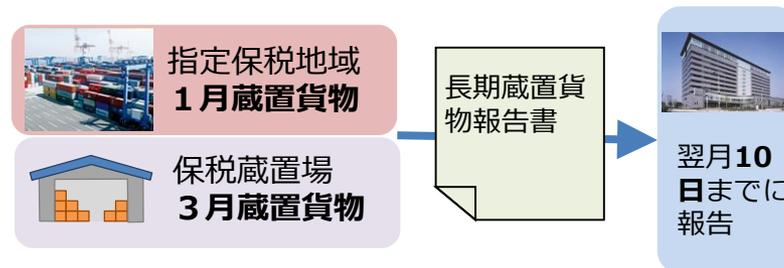
- 蔵置貨物の種類は、①一般貨物 ②危険貨物 ③冷凍冷蔵貨物 ④その他特殊貨物（船用品、機用品、仮陸揚貨物等）の区分に輸出又は輸入の区分を加えたものとなっています。
- 許可を受けた貨物種類以外の貨物を置く必要が生じた場合は、蔵置貨物の種類変更の手続きを行ってください。

【蔵置貨物の種類の例】

輸出入一般貨物、輸出入冷凍冷蔵貨物、
輸入危険貨物、輸出入一般貨物及び別送品、
輸出入一般貨物及び輸出入冷凍冷蔵貨物

④ 長期蔵置貨物に係る報告

- 指定保税地域に搬入されて1月又は保税蔵置場に搬入されて3月を経過した貨物（IS貨物を除く）について、倉主等は経過した理由を調査、確認し「長期蔵置貨物報告書」（C-3030）を作成し、翌月10日までに税関へ報告する。



- NACCS参加保税地域は、貨物在庫状況照会（IWS業務、IWI業務）や民間管理資料を活用しましょう。
- 調査、確認の中でNACCSの滞留データが見つかった際は、税関へ削除依頼を行ってください。
- 長期蔵置貨物の在庫状況は定期的に確認しましょう。

2. 保税地域における事務処理手続き

(5) 許可後の手続きについて

① 保税蔵置貨物の種類変更届

【関税法基本通達42-11 (1)、56-14 (1)】

- 蔵置貨物の種類を変更する必要がある場合には、あらかじめ保税蔵置場蔵置貨物の種類変更届（任意様式）により届出を行ってください。
- 蔵置する貨物の種類については、以下の区分により記載し、輸入若しくは輸出又は輸出入の区分も加えて記載します。
 - 一般貨物
 - 危険貨物
 - 冷凍冷蔵貨物
 - その他特殊貨物

【記載例】

輸入一般貨物、輸出入冷凍冷蔵貨物など



- 船用品、機用品、仮陸揚貨物及び保税売店において販売する貨物等、一般輸出入通関手続きを要しない貨物については、これらの区分により記載します。
- 添付書類として、貨物取扱利用見込表も提出願います。

② 保税蔵置場の名称、所在地の変更

【関税法基本通達42-11 (2)、56-14 (2)】

- 名称の変更については、変更の理由を具体的に記載した書面による変更届書の提出が必要です。
- 所在地の移転に伴う所在地の変更の場合は、移転の状況によって新規許可が必要になる場合があることから、事前に税関の保税担当部門に相談してください。
- 住居表示変更に伴う所在地の変更については、書面による変更届書の提出は必要ありません。



- 本社の所在地を変更したときは、登記事項証明書又は抄本を添付して書面による変更届書の提出が必要です。
- 本社所在地が、居住表示に関する法律又は区画整理法等による変更の場合には、書面による変更届書の提出は必要ありません。

2. 保税地域における事務処理手続き

(5) 許可後の手続きについて

③ 役員に変更があった場合の届出

【関税法基本通達42-11 (2)、56-14 (2)】

● 提出書類

代表者に変更なし

役員
変更届

役員
名簿

履歴書
(新規)

CSV
ファイル

代表者に変更あり

上記書類に加え

誓約書

委任状の委任者 及び 受任者に変更あり

上記書類に加え

委任状

POINT

- 指定保税地域の貨物管理者については、役員変更届の提出は不要です。

④ 主要従業者に変更があった場合の届出

【関税法基本通達42-11 (2)、56-14 (2)】

● 提出書類

委任状の受任者に変更なし

主要従業
者変更届

CP用
名簿

履歴書
(新規)

CSV
ファイル

委任状の受任者に変更あり

上記書類に加え

委任状

POINT

- 指定保税地域の貨物管理者については、履歴書、CSVファイルの提出は不要ですが、CP用名簿の提出をお願いします。

2. 保税地域における事務処理手続き

(5) 許可後の手続きについて

⑤ 蔵置場の許可面積に変更がある場合

【関税法第44条第1項、61条の4、施行令第37条】

- 保税蔵置場の許可面積に変更がある場合、貨物収容能力増減等の届（C-3160）に平面図（延べ面積の計算式を余白部分に記載）を添えて提出願います。
- 届出書に記載する変更後の延べ面積は、小数点以下の端数があるときはその端数を切り捨てた数値を記載し、水面及び屋外については、箇所数及び面積を括弧書きしてください。

<例>

倉庫1棟 400㎡ 屋外2箇所 210㎡の場合
1棟及び2箇所 610（うち屋外210）平方メートル

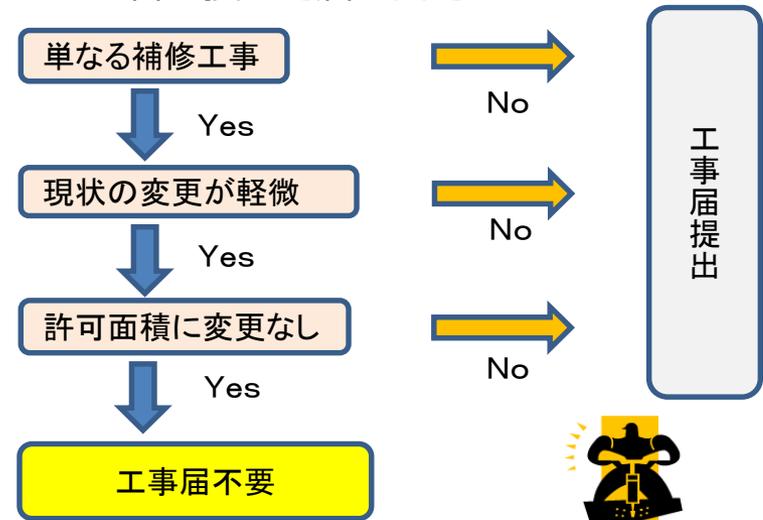
POINT

- 増減後の延べ面積の算出方法については、関税法基本通達42-14に基づき計算してください。
- 貨物収容能力の増減により、取扱貨物の種類又は所在地に変更がある場合は、併せて届出をお願いします。

⑥ 蔵置場において工事等を行う場合

【関税法基本通達42-11（7）、56-14（5）】

- 保税蔵置場において、改築、移転、その他の工事を行う場合には、貨物収容能力増減等の届（C-3160）の標題を工事届と書き換えて届け出てください。



POINT

- 当該届出は関税法第44条第1項に基づくものですので、**届出を怠ると非違**となりますから、倉主自ら判断を行うことなく、管轄税関に工事内容等を説明し、届出の必要の要否についてご相談ください。

2. 保税地域における事務処理手続き

(5) 許可後の手続きについて

⑦ 保税蔵置場の休業、再開及び廃業

【関税法基本通達42-11 (2)、56-14 (2)】

- 保税蔵置場を長期にわたって利用しない場合は、保税蔵置場休業届 (C-3180) により、届出を行ってください。
- 利用見込みがあるとして再開する場合は、保税蔵置場の業務の再開届 (C-3190) により、届出を行ってください。
- 保税蔵置場を廃業する場合は、保税蔵置場廃業届 (C-3180) により、届出を行ってください。

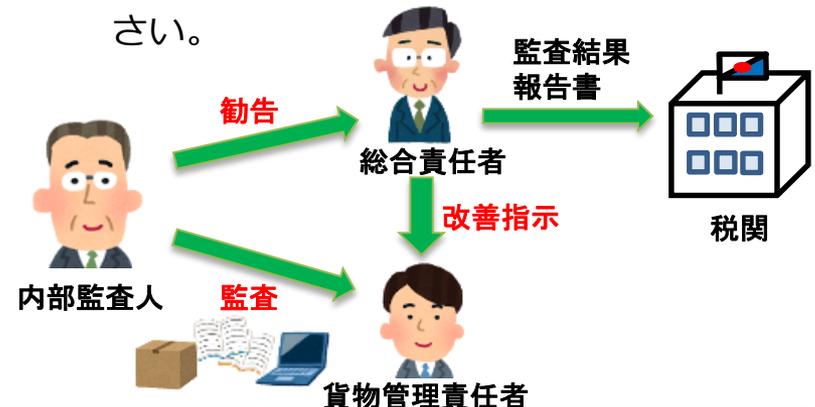


- 休業期間の満了に伴う業務の再開であっても、再開届の提出は必要ですので、ご留意願います。
- 休（廃）業届は、不要部分を二重線で削除して利用願います。

⑧ 内部監査を実施した場合

【関税法基本通達42-11 (6)】

- 内部監査人による評価・監査については、原則毎年実施することが社内管理規定の中で定められています。
- 内部監査人による評価・監査が実施された都度、その結果を税関に提出してください。



- 被許可者の従業員ではあるが、主要な従業者（総合責任者・貨物管理責任者等）とは別であるべき。
- 監査の結果は、役員にも共有され、改善点については速やかに対応することが重要です。

3. 保税地域で行われる主な行為

3. 保税地域で行われる主な行為

(1) 貨物の取扱い

指定保税地域及び保税蔵置場において、外国貨物又は輸出しようとする貨物に対し、積卸し、運搬、一時蔵置以外に次の行為を行うことができる。（関税法第40条、第49条）

① 貨物の内容の点検改装仕分けその他の手入れ（第1項）

➤ 当該行為は、記帳のみで行うことができる。

【行為の範囲】（関税法基本通達第40-1（1）～（4））

内容点検	品質若しくは数量の点検、又はその機能の簡単な検査
改装	包装を改める 行為をいい、一部積戻しのための分割包装等を含む
仕分け	貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等に分類、選別
その他の手入れ	貨物の記号、番号の刷換え、さびみがき、油さし、虫干し、洗浄、ワックスかけ等

② 見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為（第2項）

➤ 当該行為は、**税関長の許可が必要**。

【行為の範囲】（関税法基本通達第40-1（5）～（7））

見本の展示	注文の取り集め等のため一般の閲覧に供すること
簡単な加工	単純な工程によるもので加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの
これらに類する行為	輸出しようとする貨物の内容の破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換等

イレギュラーな取扱
は許可が必要か
要確認です。

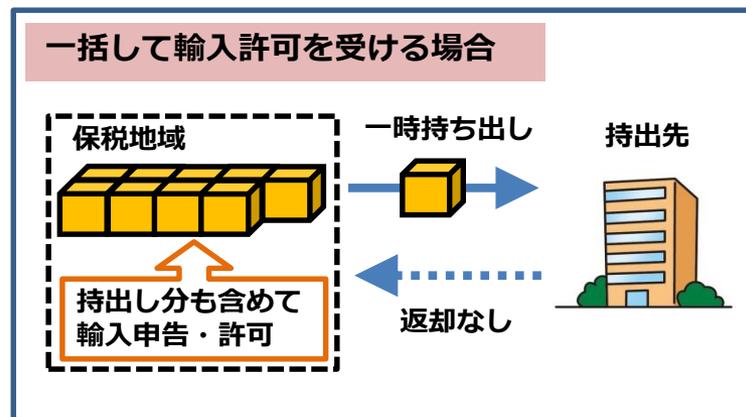
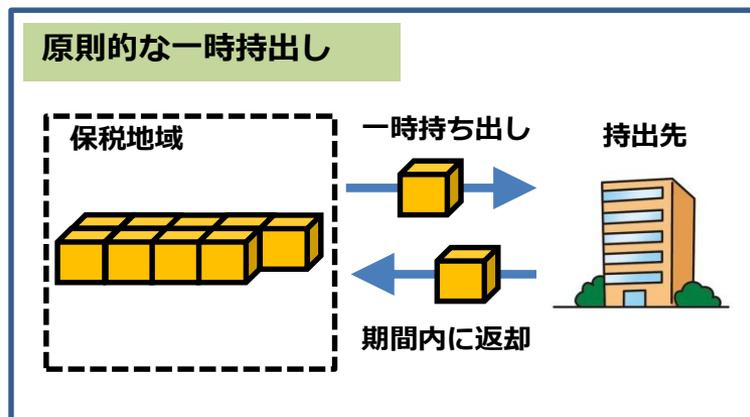


3. 保税地域で行われる主な行為

(2) 見本の一時持出し

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。（関税法第32条）

- 課税上問題がなく、かつ、少量のものに限られる。
- 税関長が指定する期間内にその持ち出しに係る保税地域に戻し入れるものとするが、期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合はこの限りではない。



- 持ち出し時に記帳義務があります。CSV台帳を利用している保税地域は、**見本持出確認登録（MMO業務、MHO業務）を忘れずに！**
- また、「見本持出年月日」は実際に見本持出しが行われた日です。**誤った年月日**を登録した場合は帳簿の**誤記帳**になります。

3. 保稅地域で行われる主な行為

(3) 廃棄・滅却

保稅地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届出なければならない。ただし、第45条第1項ただし書の規定により滅却について承認を受けた場合は、この限りではない。（関税法第34条）

① 貨物の廃棄

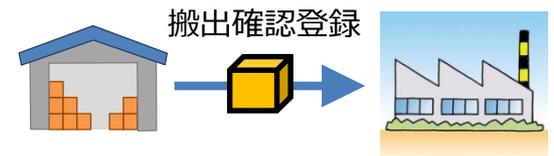
- 「廃棄」とは、外国貨物を滅却し、又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分すること。（関税法基本通達34-1（1））
- 外国貨物を廃棄しようとする者は「外国貨物廃棄届」（C-3080）を税関に提出。その廃棄が滅却以外の廃棄である場合には、廃棄後の現況により輸入手続きを要する。

② 貨物の滅却

- 「滅却」とは、焼却等により貨物の形態をとどめなくすることをいう。
- 廃棄の内容が滅却に該当する場合は、「滅却（廃棄）承認申請書」（C-3170）により申請し、承認を受ける必要がある。



- 搬出時に記帳義務があります。NACCS参加保稅地域は、搬出確認登録（OUT業務、BOB業務）を忘れずに！



3. 保税地域で行われる主な行為

(4) 保税運送

外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署、他所蔵置場所相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。（関税法第63条第1項）

- ▶ 搬入作業を開始する前に、保税運送承認書の到着地が正しいか、運送期間内であるかについて確認する。また、「要確認」又は「要施封」の記載がある場合、直ちに税関へ連絡する。
- ▶ 搬入に際しては、貨物と保税運送承認書を対査し、貨物の記号、番号、品名、数量及びコンテナシール番号等の異常の有無を確認する。
- ▶ 到着確認の際に、品名相違、数量過不足、重大な損傷等や輸出入が禁止されている貨物を確認又はその疑いがある場合は税関へ連絡。



- 関税相当額の担保を提供させることができる。
- 運送期間が指定されている（延長可）。
- 輸出申告、積戻申告の場合、申告に併せて保税運送の申告ができる。

税関シール



4. 搬出入時の手続き誤り事例

4. 搬出入時の手続き誤り事例

ケース① 到着地誤りの貨物を搬入

A蔵置場に運送する予定の保税運送貨物（コンテナ貨物）について、ドライバーの勘違いにより、B蔵置場へ運送してしまった。B蔵置場は、コンテナ番号やシール番号をよく確認せずに、デバンし貨物を搬入してしまった。

【誤りを防ぐポイント】

- ・担当者は保税運送承認書を確認していなかったことが原因です。搬入作業開始前に運送承認書（承認情報）の搬入先を確認しましょう！
- ・コンテナ番号、シール番号の確認は確実に！
- ・運送期間が経過している貨物を搬入してしまったケースも…運送期間も注意しましょう！

ケース② オーバーを合数で搬入

保税蔵置場に搬入の際、10CTのオーバーが確認されたが、NACCSは合数で搬入確認登録を行った。

【誤りを防ぐポイント】

- ・入力前に搬入予定表・タリシートと対査確認。搬入登録入力時は細心の注意を！
- ・搬入後に判明した場合は、速やかに税関に連絡し貨物情報訂正を行なう。
（タリシート等根拠書類の保管）
- ・輸入許可されると貨物情報は訂正出来ません。

4. 搬出入時の手続き誤り事例

ケース③ 見本持出確認登録漏れ

蔵置貨物に係る見本持ち出しが行われたが、担当者間の連絡ミスから見本持出確認登録が行われなかった。後日、配信された民間管理資料（貨物取扱等一覧データ）を確認したところ、当該見本持ち出しに係る見本持ち出し日が空欄となっていた。

【誤りを防ぐポイント】

- ・業務手順を遵守し、書類の受け渡し等は確実に！
- ・CSV台帳を採用している場合、未記帳になってしまいます。適正に入力されたか、ダブルチェック体制を構築しましょう。
- ・配信された民間管理資料の内容の確認も確実にいきましょう。

ケース④ 滅却承認貨物の搬出確認登録漏れ

滅却承認を受けた貨物について、処分するために保税蔵置場から搬出したが、担当者がN A C C S業務は不要と思っていたことから、搬出確認登録（B O B業務）が行われなかった。

【誤りを防ぐポイント】

- ・外国貨物の搬出は記帳（搬出確認登録）が必要です！輸入許可と混同しないようにしましょう。
- ・CSV台帳を採用している場合、未記帳になってしまいます。適正に入力されたか、ダブルチェック体制を構築しましょう。
- ・貨物在庫状況照会（I W S業務）で、定期的に在庫確認を行い、滞留しているデータが無いか確認しましょう。
- ・入力不可となった場合は搬出した事実を確認できる資料を揃え税関に報告。

4. 搬出入時の手続き誤り事例

ケース⑤ 輸入許可未済の外国貨物を搬出

本貨物は定期的に輸入される貨物であり貨物を蔵置場に搬入後、通関業者は輸入申告を行い、当該申告は検査扱いとなった。検査日を調整したところ検査は翌日行われることとなった。

当該貨物は通関日当日夕方輸入者手配で引取られる予定となっており、予定通りトラックが来たので現場担当者は貨物の搬出を行った。

【誤りを防ぐポイント】

- ・ 搬出につき必要とされる輸入許可書と貨物の対査を怠っていたことが原因です。貨物の搬出入にあたっては、関係書類と貨物の対査を確実に実施しましょう。
- ・ 通関担当者とは現場作業員との連絡体制がうまく機能していなかったことに原因があるようです。連携体制に不備が認められる場合は是正を行いましょ。
- ・ 恒常貨物であることから現場作業員が予め設定された作業予定通り搬出作業を実施してしまったようです。保税に関する教育訓練を現場担当者まで確実に行いましょ。

ケース⑥ 輸出許可済貨物の記帳漏れ（NACCSへの登録漏れ）

輸出許可済貨物を海上コンテナへバンニングの上搬出されたが、NACCS入力担当者が急用による休暇で不在であったため、NACCSへのVAN業務（バンニング情報登録）が実施されず搬出未登録となった。後日、NACCSで配信された長期蔵置貨物情報に基づき在庫確認を実施したところ本件事案が判明したものの。

【誤りを防ぐポイント】

- ・ 記帳事実が発生した後は速やかに記帳（NACCS入力）を実施しましょ。
- ・ 入力業務を担当者任せにしない。担当者不在時の業務処理体制を構築しておきましょ。
- ・ 帳簿在庫の確認は日頃から確実に行う。NACCSの場合は、「IWS」業務で常にNACCS上の在庫と実在庫とをあわせておきましょ。

4. 搬出入時の手続き誤り事例

ケース⑦ 保税台帳への記帳漏れ（記帳事実発生後の未記帳）

税関の保税業務検査時において、輸入貨物1件について未記帳が確認された。本貨物については、他法令の許可が必要な貨物であるが当該許可について輸入者が取得を行っておらず搬入から半年が経過した貨物であった。本保税蔵置場の担当者は、貨物通関終了後保税台帳の記帳を行っていた。

【誤りを防ぐポイント】

- ・貨物について記帳事実発生後に記帳を行っていません。事実発生後速やかに記帳を行いましょう。
- ・保税台帳の記帳を行っていないので、適正な貨物管理ができません。蔵置期間の管理は保税台帳で確実にいきましょう。
- ・保税蔵置場に搬入後3か月を越えて蔵置する場合は蔵入承認が必要となるが当該承認を受けていません。蔵入承認が必要な場合は荷主（輸入者）に当該承認をするよう懇請するとともに、輸入者が当該承認を受けない場合は事前に税関に相談してください。

ケース⑧ 無届工事及び域外蔵置

税関職員が巡回時、外国貨物蔵置確認を実施したところ、保税蔵置場床の工事を無届で実施していたことが判明した。また当該貨物については、保税エリア横に蔵置されていることも判明。事情を聴取したところ、保税業務担当者は工事を行うことは年度当初把握していたが具体的な日程については把握しておらず、貨物については工事に支障をきたすため工事担当者からの指示で現場作業員が保税エリア外に仮置を行っていたことが判明した。

【誤りを防ぐポイント】

- ・工事を実施する部門と保税業務担当者との連携不足が原因です。日頃から連携を密にしておきましょう。
- ・工事担当者及び現場作業員の保税制度に関する認識不足も原因です。社内において保税教育を実施し保税制度に関する認識を社内に浸透させておきましょう。

4. 搬出入時の手続き誤り事例

保税地域における非違の発生原因の多くは

担当者の不注意、認識不足などによる基本動作の不徹底が主な原因

★非違を起こしてしまった主な原因

- ・ … 「～だろう」、「いつもと同じ」と言った“思い込み”や“うっかりミス”。
業務輻輳や時間に追われ、書類と現物との対査を怠った。
担当者（部門）間の連絡ミス、担当者交代の際における引き継ぎ忘れ。
- ・ … 法令等、知識の不足。
税関や上司等に相談することなく、自己の誤った判断で処理した。
- ・ … 手順書どおりの作業を行っていなかった。（ダブルチェック等）
内部監査を行っていなかったため、倉主自ら非違の発見が遅れた。

社内管理規定(CP)に基づく基本動作の周知徹底 及び関係法令の熟知が必要

- 関係書類と貨物の確実な対査確認
- 反復した教育訓練及び実効ある内部監査の実施

5. 不審情報について

5. 不審情報について

不審貨物の事例

- インボイスに記載されているものと、違う物品を発見した場合
- 輸入許可後に、輸入者から貨物の配送先を変更する旨の依頼がある場合
- 輸入者から、コンテナ貨物を台切りの状態で配送先に納品し、後日、空コンテナシャーシーを引取りに来るよう、依頼がある場合
- 実在しない住所が記載されていたり、通関を異常に急いだりする輸入者の場合
- 営業内容からみて、関係なさそうな貨物を輸入し、説明があいまいな輸入者の場合
- 仕出国と関連性が薄いと思われる場合
- 梱包テープを必要以上に使用しており、過剰に梱包されている場合
- 時計・スイッチ・リード線・電池などが一度に収納されている場合
- 内点の結果、テロ組織等の旗章などを発見した場合等



これらにかかわらず、不審な貨物などがありましたら税関までお知らせください。

些細な情報でも、御提供をお願いいたします！

たとえ、輸入許可後となった場合や過去の情報でも、御提供をお願いいたします！

5. 不審情報について 保税地域におけるテロの未然防止強化について

テロ対策 日本全国で強化中！

2019年は天皇陛下の退位と即位、G20、ラグビーワールドカップなど大規模イベントが目白押し。2020年にはオリ・パラが開催。外国からヒトやモノの往来が活発になります。

日本でテロは無理と思わせることが重要！

テロ防止！
STOP! TERRORISM

テロは、ヒトやモノの往来が盛んな時に隙について発生することが多いので、税関もテロ対策を強化しています。



門司税関 監視部統括監視官(保税部門)

○ e-mailアドレス moji-hozei@customs.go.jp

○ TEL 050-3530-8388 ○ FAX 093-332-8398



税関からのお願い！



次のような場合は、税関に一報ください。

- 不審な人物の接触はありませんか？
☞ 貨物の管理状況や、税関検査の頻度を問合せってくる部外者はいませんか？
- 不審な問合せはありませんか？
☞ 荷主や部外者で蔵置中の貨物がいつ搬出されるのか、頻繁に問合せってくる人いませんか？
- いつもとは違う形態の輸入はありませんか？
☞ いつもは小ロットで輸入しているのに、突然大ロットで輸入して、配送先がいつもと違う場合などありませんか？



不審な貨物はありませんか？

次のような場合は、決して貨物に触れることなく、最寄りの警察に110番通報、税関にもお知らせ下さい。

- ☞ 置き去り？ 見慣れない貨物はありませんか？
- ☞ 油染みがあったり、異音、異臭はしませんか？
- ☞ 必要以上に頑丈に梱包してませんか？
- ☞ 粘着性のものや粉末状のものが付着してませんか？
- 💡 不審に思ったら、すぐに行動！
職場で定めた通報体制で行動しましょう！

(ご参考)税関における広報活動



<税関Twitter>

http://twitter.com/Custom_kun



<税関face book>

<http://www.facebook.com/Japan.Customs>

<税関ポスター>

カスタム君のプロフィール

誕生日	11月28日
身長	180センチメートル
体重	80キログラム
特徴	まん丸い目とコロコロとした体
お仕事	税関のイメージキャラクターとしてPR活動を行っており、密輸取締強化期間などに行われる、イベント・キャンペーンで活躍しています。



このほか、税関HP (<http://www.customs.go.jp/>) も運営しています。

密輸に関する怪しい情報を見聞きしたら、密輸ダイヤル(0120-461-961(シロイ・クロイ))へ！

最後に

ご清聴ありがとうございました。
引き続き税関行政へのご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

門司税関管内においては、皆様のご協力をいただき、今後とも、保税制度の円滑な利用促進に向けて事務処理を進めていきたいと思っておりますので、ご不明な点などがあれば、いつでもお気軽にお問い合わせください。

門司税関監視部保税地域監督官

TEL：050-3530-8387

門司税関監視部統括監視官(保税部門)

TEL：050-3530-8388

E-mail：moji-hozei@customs.go.jp

また、「いつもと違う」など不審に思うことがございましたら、どんなことでも結構ですので、ご連絡ください。



**けん銃・麻薬の
密輸防止にご協力を!**

不審な貨物を見つけたら税関にお知らせ下さい。
密輸ダイヤル **0120-461-961**

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/>



**この貨物…
いつもと違う?**

まずは税関へ!
密輸ダイヤル 0120-461-961

ささい
些細なことでも
お気軽にお電話を!

保税取締部